

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成28年11月10日(2016.11.10)

【公表番号】特表2016-506257(P2016-506257A)

【公表日】平成28年3月3日(2016.3.3)

【年通号数】公開・登録公報2016-013

【出願番号】特願2015-547466(P2015-547466)

【国際特許分類】

A 47 J 31/06 (2006.01)

A 47 J 31/36 (2006.01)

B 65 D 85/50 (2006.01)

【F I】

A 47 J 31/06 3 2 3

A 47 J 31/36 1 2 2

B 65 D 85/50 Z

【手続補正書】

【提出日】平成28年9月21日(2016.9.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

加圧された液体を提供する飲料機内で飲料を生成する際の使用のためのカートリッジであって、前記カートリッジは、

外面および内部空間を有する容器と、

前記容器に取り付けられ、かつ前記内部空間に向けた開口部を規定する枠と、

前記枠に取り付けられ、かつ前記容器の開口部を塞ぐ蓋と、

前記内部空間内に配置され、かつ前記内部空間内において第1チャンバおよび第2チャンバを規定する膜であって、前記膜は、前記第1チャンバおよび前記第2チャンバを選択的に隔離するように構成されている、膜と、

前記第2チャンバ内に貯蔵される流体と、

前記第1チャンバ内に配置されたフィルタであって、前記フィルタは、第1飲料媒体を包含するように整えられており、前記フィルタは、透過性でありかつ前記第1飲料媒体と前記膜との間に配置されている、フィルタと、

を備える、カートリッジ。

【請求項2】

前記膜は、前記第1チャンバから前記第2チャンバ内への前記加圧液体の流れを可能にし、かつ前記第2チャンバから前記第1チャンバ内への流れを防止するように整えられた一方向弁を含む、請求項1に記載のカートリッジ。

【請求項3】

前記膜は、流体不透過性であり、前記第1チャンバと前記第2チャンバの間に配置された脆弱な接合部を含み、前記脆弱な接合部の破損に応じて前記第1チャンバおよび前記第2チャンバを接合するように構成されている、請求項1に記載のカートリッジ。

【請求項4】

前記膜は、前記容器の外面に印加される所定の閾値を上回る圧力が前記脆弱な接合部の破損を引き起こすように前記容器に結合される、請求項3に記載のカートリッジ。

【請求項 5】

前記脆弱な接合部を前記容器の外面に結合する構造梁をさらに備える、請求項3に記載のカートリッジ。

【請求項 6】

前記膜は、前記フィルタに隣接する少なくとも一部を有する、請求項1に記載のカートリッジ。

【請求項 7】

前記フィルタと前記膜との間に第3チャンバをさらに備える、請求項1に記載のカートリッジ。

【請求項 8】

前記フィルタは、前記蓋に取り付けられている、請求項1に記載のカートリッジ。

【請求項 9】

前記フィルタは、前記容器に取り付けられている、請求項1に記載のカートリッジ。

【請求項 10】

前記膜は、前記蓋に取り付けられている、請求項1に記載のカートリッジ。

【請求項 11】

前記膜は、前記第1チャンバから前記第2チャンバ内への前記加圧液体の流れを可能にし、かつ前記第2チャンバから前記第1チャンバ内への流れを防止するように整えられた一方向弁を含む、請求項10に記載のカートリッジ。

【請求項 12】

前記膜は、流体不透過性であり、前記第1チャンバと前記第2チャンバの間に配置された脆弱な接合部を含み、前記脆弱な接合部の破損に応じて前記第1チャンバおよび前記第2チャンバを接合するように構成されている、請求項10に記載のカートリッジ。

【請求項 13】

前記膜は、前記容器の外面に印加される所定の閾値を上回る圧力が前記脆弱な接合部の破損を引き起こすように前記容器に結合される、請求項12に記載のカートリッジ。

【請求項 14】

前記脆弱な接合部を前記容器の外面に結合する構造梁をさらに備える、請求項12に記載のカートリッジ。

【請求項 15】

前記膜は、前記容器に取り付けられている、請求項1に記載のカートリッジ。

【請求項 16】

前記膜は、前記第1チャンバから前記第2チャンバ内への前記加圧液体の流れを可能にし、かつ前記第2チャンバから前記第1チャンバ内への流れを防止するように整えられた一方向弁を含む、請求項15に記載のカートリッジ。

【請求項 17】

前記膜は、流体不透過性であり、前記第1チャンバと前記第2チャンバの間に配置された脆弱な接合部を含み、前記脆弱な接合部の破損に応じて前記第1チャンバおよび前記第2チャンバを接合するように構成されている、請求項15に記載のカートリッジ。

【請求項 18】

前記膜は、前記容器の外面に印加される所定の閾値を上回る圧力が前記脆弱な接合部の破損を引き起こすように前記容器に結合される、請求項17に記載のカートリッジ。

【請求項 19】

前記脆弱な接合部を前記容器の外面に結合する構造梁をさらに備える、請求項17に記載のカートリッジ。

【請求項 20】

加圧された液体を提供する飲料機内で飲料を生成する際の使用のためのカートリッジであって、前記カートリッジは、
—外面および内部空間を有する容器と、
前記容器に取り付けられ、かつ前記内部空間に向けた開口部を規定する枠と、

前記枠に取り付けられ、かつ前記容器の開口部を塞ぐ蓋であって、前記蓋は、前記飲料を生成するために前記内部空間への前記加圧液体の流入流を収容するために前記飲料機により穿刺可能である、蓋と、

前記内部空間内に配置され、かつ前記内部空間内において第1チャンバおよび第2チャンバを規定する膜であって、前記膜は、前記第1チャンバおよび前記第2チャンバを選択的に隔離するように構成されている、膜と、

前記第2チャンバ内に貯蔵される流体であって、前記流体は、前記飲料を生成するために前記容器に導入された加圧液体と相互作用するように整えられている、流体と、

前記第1チャンバ内に配置されたフィルタであって、前記フィルタは、前記飲料を生成するために前記容器に導入された加圧液体と相互作用するように整えられた第1飲料媒体を包含するように整えられており、前記フィルタは、透過性でありかつ前記第1飲料媒体と前記膜との間に配置されている、フィルタと、

を備える、カートリッジ。